

第四十三回国会 衆議院 商工委員会議録

第二十二号

(三三六)

昭和三十三年三月二十二日(金曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 逢澤 寛君

理事小川 平二君 理事岡本 茂君

理事首藤 新八君 理事白濱 仁吉君

理事中村 幸八君 理事板川 正吾君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

浦野 幸男君 小澤 辰男君

神田 博君 小平 久雄君

始関 伊平君 田中 榮一君

南 好雄君 村上 勇君

小林 ちづ君 多賀谷真穂君

中村 重光君 西村 力弥君

井堀 繁男君

出席國務大臣

通商産業大臣 福田 一君

出席府委員

内閣法制局参事 吉國 一郎君

(第三部長)

通商産業政務次 廣瀬 正雄君

官 中小企業庁長官 樋詰 誠明君

通商産業事務官 加藤 悌次君

振興部長 影山 衛司君

通商産業事務官 中小企業庁 指導部長

委員伊藤卯四郎君辞任につき、その補欠として井堀繁男君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十二日

委員伊藤卯四郎君辞任につき、その補欠として井堀繁男君が議長の指名で委員に選任された。

第一類第九号 商工委員會議録第二十号 昭和三十三年三月二十二日

同日

委員井堀繁男君辞任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十日

計量法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四二号)(参議院送付)は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号) 中小企業近代化促進法案(内閣提出第七〇号)

○逋滞委員長 これより會議を開きます。

内閣提出の、中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案、及び中小企業近代化促進法案、以上兩案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。小林ちづ君。

○小林(ち)委員 私は、ただいま議題となっております中小企業近代化促進法案を中心として、政府の中小企業政策につき、その具体的な内容をお伺いしたいと存じます。

まず、本法案の提案理由の御説明にもありましたように、わが国の中小企業は、国民経済の中で極めて重要な地位を占めており、わが国経済の発展のために大きな貢献をしてきたにもかかわらず、大企業との格差が是正されるところか、むしろ拡大の傾向にあるのは、一体いかなる理由によるもので

しょうか。せっかく今まで政府が中小企業対策に骨を折ってこられたにもかかわらず、必ずしも十分な成果が上がらず、いわゆる経済の二重構造が解消されないのは、なぜでしょうか。当局のお考えを承りたいものでございます。

○樋詰政府委員 中小企業と大企業の格差は、ただいま御指摘のように、少なくとも三十五年ぐらまでは、格差としては拡大しているという事は事実でございます。これはわれわれ中小企業の大企業に対する格差は正しく、ことを念願として毎日仕事をしております者として、はなはだ残念なことでございまして、しかし、絶対的に見ますと、三十一一年当時に比べまして、中小企業自体の生産性は五割以上上がっているわけでございまして、ただ、その間大企業の非常な設備投資というものが盛んに行なわれて、すでに大企業におきましては、四十五年の生産性の目標にはは達するところまで現在上がつておるといふことのため、相対的に見た場合に、中小企業が取り残されたというような感じを与えておるわけでありますが、現実の水準から見ますと、これは少なくとも倍増計画当時の実質的なものは達成されたのじゃないか。ただ、非常に国際情勢等も急進しておりまして、大企業としても安閑としておれないというようなことから、非常に設備投資をやる。その結果、生産性が上がって、今国際競争場裏においても八八%までは自由化しても何とかやれるというところまでできた

わけでありまして、一昨年の夏、景気調整を余儀なくされるくらいまで、過熱という状態にまで投資が行なわれた。その結果、大企業の方はちょっと一年ばかり投資に対して控え目になっておりますから、最近、中小企業の大企業に対する投資の割合というものは、過去の四、五年に比べて少しづつ詰まりつつあるのではないか。われわれといたしましては、この機会に、少なくとも三十八年度におきましては、最近数年間二七、八%から二九%という全体の割合しか占めておりませんで、中小企業への設備投資を、少なくとも三三%程度まで持っていくというこによりまして、大企業との格差を縮めると同時に、中小企業自体の生産性も上げたいというふうに考えておるわけであります。

○小林(ち)委員 私どもは、今後の中小企業政策というものは、このような反省の上に立つて、もっと前向きに先手を打って施策を進めて参らなければならぬと存するものでございまして、どうもその点、政府の御熱意がまだ足りないのではないでしようか。たとえば、一つ次官にお伺いいたしますが、先日の公定歩合の引き下げでも明らかになりました、池田内閣の低金利政策は、予想以上の急ピッチで進んでおります。その真の意図がどこにあるかは別といたしまして、金利が国際水準に近づくことは、長年高金利に苦しんだわが国産業界にとりまして、歓迎すべきことであるに違いないと思ふ。ただ、このような低金利政策の強行にもかかわ

らず、池田内閣は、大事なことを一つ見のがしておいでではないでしようか。次官はおそらくもうお気づきのことと思いますが、中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中金等、政府系中小企業金融機関の貸出金利について、一向引き下げられる気配がないということでございます。御承知のように、開銀の金利が引き下げられましたと、これ九分前後に据え置かれたままであります。池田内閣の低金利ムードも、中小企業にはまだ少しも及んでおりません。次官としては当然この辺で引き下げの必要を感じておられると信じますが、これら三公庫の貸出金利の引き下げは、一体いつごろ、またどの程度の幅が適当なのか、御所見を伺いたいと存じます。

○廣瀬(正)政府委員 池田内閣の経済成長政策につきましても、御承知のように、大企業と中小企業との間の生産性の格差、あるいはまた鉱工業と農林漁業との生産性の格差、さらにまた地域的には中央と地方との企業間の生産性の格差の是正につきましても、十分配慮いたしまして進めておりますわけでございまして、今度の中小企業基本法制定その他中小企業対策も、その一環の施策だと私どもは考えておりますけれども、それに関連いたしまして、御指摘のように、中小企業との関係の、わが国政府関係機関の金利の引き下げということは、当然の要請でなくちゃならぬわけでございまして、これにつきましては、私ども、一般の金利の引き下げを

勘案いたしましたして、将来十分御期待に沿うように努力を続けて参りたいと思ひます。

○小林(ち)委員 それから、三公庫の問題に触れましたついでに、これはあるいは予算委員会でも質問があつたかと思ひますが、これら三公庫の新年度の拡張計画、特に店舗の増設地点はどこなのか、それぞれの金融機関別に教えていただきたいと思ひます。

○樋詰政府委員 まず、中小企業金融公庫につきましては、現在十九の支店があるわけですが、新年度におきまして四つの支店を増設する予定であります。これは北から申しまして、福島、それから群馬県の前橋、山口県の下関、大分県の大分、この四カ所予定いたしております。それから国民金融公庫につきましては、北から北海道の室蘭、岩手県の八戸、東京の都内で大手町、それから愛知県の一宮、この四カ所を三十八年度において支店新設の予定でございます。

○小林(ち)委員 それでは本論に入りますが、中小企業近代化促進法案の第二条の定義については、すでに数日來この委員会でも問題とされておりますので、異議はございしますが、他の機会に譲りまして、本法案第三条の指定業種に關してお尋ねいたします。

「当該業種における事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれていること」という条項の相当部分というのは、具体的にどの程度をさすのでしょうか。また、それは業者の数によるのか、それとも生産力によるものでしょうか。

○樋詰政府委員 相当部分というのは、われわれは大体二分の一、過半数を占めるのが相当部分であるというふうに解釈いたしております。それから、それは事業者の数と申しますよりも、工業でいへば生産量、商業でいへば取り扱ひ高、事業活動量で二分の一というふうに考えております。

○小林(ち)委員 業種指定の基準は第三条で明らかにしていますが、実際にこの基準に合った業種の中から指定業種を選ぶような場合、いろいろな問題が起こってくるのではないかと思います。たとえば産業構造の高度化といつても、それには雇用促進といつたような国民経済的な見地は考慮されるのかどうか。また、現実に過当競争や設備過剰の状態にある業種でも、指定されるのか。その点も明らかにして下さい。

○樋詰政府委員 この三条の第二号にいつております「産業構造の高度化又は産業の国際競争力の強化」ということは、これは結局国民経済における経済活動の総付加価値額ができるだけ多くなるように、業種間あるいは業種内の産業構造を整備していくこと、こういうことでございます。従いまして、現在過当競争がかりに行なわれているといつたようなものでも、これは今後の日本経済全体的な見地からどうしても育て上げなければならぬ、しかも育て上げるについては、できるだけ付加価値を高めるといつたような格好に持つていき、国全体の経済力を強くする必要があるのだといふふうに考えられるものは、これは指定していく必要があるのかと考へておられますので、現状と申しますよりも、その業種の国民

経済に果たすべき役割といつたようなものを十分勘案いたしまして、指定するようになしていきたいと考へております。

○小林(ち)委員 現在中小企業業種別振興臨時措置法によりまして、六十六業種が指定されておりますが、この法案ができれば、当然この中から相当数の業種が指定されるのではありませんか。当局では、今大体どの程度のものを考へておられるでしょうか。

○樋詰政府委員 この法律によりまして指定は、第一条にもございしますように、まず中小企業の実態を調査した上で、その実態に即応した近代化計画を策定する、こういうことになつております。一応現状をよく把握して、その上に計画を立てるということになりますので、たとえば現在業種別振興法では、御指摘のように六十六の業種を指定しておりますが、これは大体三年にわたつて指定いたしまして、それぞれの業種別に改善計画を策定すべく、今まで進んできたわけでございます。過去の経験等から申しますと、今回御審議願つておりますこの法案を成立させていただきましたなら、やはり一年間に指定できるものは、大体平均二十程度のものではなからうかといふふうに考へております。

○小林(ち)委員 そこで問題となりましては、促進法なら助成があり、振興法ならそれがなければならずから、振興法に指定された業種で促進法に指定されなかつた場合、業種間の差別待遇はどうされるおつもりか、お伺ひいたします。

○樋詰政府委員 確かにこの促進法によりまして指定されまると、合併による

る免税でございしますとか、あるいは設備の割増し償却でありますとか、特別の措置があるわけでございます。これはその業種が、国民経済全体的な立場から見て、特別のそういう保護策、恩典を与えてまでも、早急に業種としての近代化をはかる必要があるというところから、そういうふうに考へたわけでございます。それ以外に非指定のものにつきましても、同時に御審議いたしたいのであります近代化資金助成法による無利子貸付でございしますとか、あるいは政府関係金融機関からの融資でございしますとか、さらに一般的な金融機関に対する協力の要請といつたような、一般的の中小企業対策を通じてやつていきたいと思つております。

○小林(ち)委員 それからもう一つお尋ねしたいのは、機械工業と電子工業の再振興臨時措置法が、ここ一年から三年までの間に、いずれも失効するわけですが、そうなたとき、それらの業界の中小企業と本法案の関係は、一体どうなるのでしょうか。

○樋詰政府委員 電子工業振興臨時措置法あるいは機械工業振興臨時措置法は、今お話にございましたように、中小企業としてではなく、その業種としてとらえておられるわけでございます。その中には、中小企業もあれば大企業もあるわけでございます。今度制定をお願いいたしております促進法は、まず業種自体が中小企業性を持つていて、少なくとも半分以上が中小企業によつて行なわれているというものが、純粹の中小企業対策でございします。従いまして、機械工業あるいは電子工業の振興法で指定されておるものと、それから今回の促進法でかりに指

定されるというものがダブるといふようなものも、一応概念的にあり得るわけでございます。ただ、その場合に、今度の促進法は、従来の機械工業振興法に比べまして、特別割増し償却制度といつたような、さらに中小企業なるがゆえにそういうことで特別の恩典等も与えてございしますので、われわれ、両方が指定になりました場合、その同じ業種における大企業と中小企業との間がしつくりいくつと異なることには、万全の注意を払いたいと思つておりますが、大体におきましては、より厚い恩典を受ける新しい促進法によりまして、中小企業は所要の計画を立てられ、また指導され、保護育成されていく、こういうふうにするべきであると思つております。

○小林(ち)委員 それからここで商業関係の近代化、高度化といふことについて、政府のお考えを聞かしていただきたいのですが、今までの政府の産業政策といふものは、とかく農業、工業などの生産業に重点が置かれていたことは、これは否定し得ない事実だろ

うと思ひます。そして同じ中小企業といつても、商業、サービス部門には、あまり目ぼしい助成策はとられていませんでした。しかし、技術革新による大量生産の進行と消費水準の向上、それに貿易・為替の自由化という日本経済の変革期にあつたのは、いつまでも流通部門だけが昔のままであつてよいはずがござい

ません。すでに流通革命といふ言葉も生まれておりますように、スーパーマーケットの目ざましい進出は、ここ一、二年が国商業界の大問題となつております。政府は、このような流通

二

革命の時代を迎えて、わが国商業界のあるべき姿について、どのようにお考えになっておられますか。政府の中小企業基本法案によりますと、残念ながらその辺のところは何ら示されていないように思いますので、お伺いする次第でございます。

○樋詰政府委員 近代化と申しますか、中小企業基本法につきましては、また別途いろいろ御審議いただくと思っておりますが、その中で第十四条に、われわれは「商業」という特に一条を設けて、今御指摘の流通機構の合理化に即応することができるよう、設備の近代化でございますかと、あるいは経営管理の合理化でありますとか、規模の適正化というもののほか、特に小売商業における経営形態の近代化のためにも、必要な施策をする必要があるだろう、こういう認識のもとにこの十四条を置いたわけでございまして、われわれといたしましては、確かに今までの具体的な施策の中におきましては、どちらかというと商業関係というものはいろいろな面で取り残されていたのではないかと、これは否定できない面もあると思われまますが、しかし、少なくとも基本法を制定していただきまして、今後前向きに中小企業の体質改善をはかっていくという際におきましては、できるだけ商業につきましても十分な配慮を払い、新しい時代の要請に即したような流通機構をつくり上げるといふことに努力いたしたいと考えております。

○小林(ち)委員 それではわが国におけるスーパーマーケットの現状について、どのくらいの数があるのか、地域的な分布状況あるいは営業状況など、

できるだけ詳しくお教え下さい。

○樋詰政府委員 スーパーマーケットというものの定義をまずどうするかというところでいろいろ意見があるわけでございますが、かりに日本セルフサバイス協会のとっております単独経営のもとにセルフサバイス方式を採用しておる総合食料品小売店であつて、年間売り上げが一億円以上のもの、そういう定義に従いますと、大体現在セルフサバイスをやっておる店は、全体で二千六百八十二ございまして、それから、そのうち一億円以上の売り上げをやっておりますスーパーマーケットが、三百八十三ございまして。

○小林(ち)委員 それから、これはスーパーマーケットの平均マージンは、どれほどでしょうか。また、一般小売店に比べてどのくらいの差があるものでしょうか。

○樋詰政府委員 スーパーマーケットのマージンは、平均いたしまして一八・一%、一般小売店のマージンは二三・六%ということでございます。

○小林(ち)委員 私が聞いていますところでは、従業員一人当たりの年間売上高は、スーパーが五百十三万円に對し、小売店は百二十五万一千円、零細店はただの四万七千円というところで、これでは、スーパーの目ざましく進出も当然といわねばなりません。また、私も消費者といたしましても、もう少し安く、自由に買えるスーパーマーケットの魅力は、十分感じているわけでございますが、先日この委員会で山口先生から御発言がありましたように、アメリカのスーパー資本が日本市場に強い関心を持っているといはれますと、その日本進出は十分考えられ

るところでございます。幸いセルフウェイと住友商事の提携は、わが国小売商の反対もあつて中断されましたが、今後このようなケースが再現しないという保障は、どこにもございせん。また、最近、私鉄資本の進出が、全国的に目立っております。たとえば名古屋地方でも、名鉄が沿線の団地に對して進出計画を進めておられますが、一方で運賃を値上げしておきながら、他方で大資本と輸送力にものをいわせて小売市場を独占しようとするやり方は、納得できません。スーパーマーケットの規制というのは言い過ぎかもしれませんが、このような状態が広まるとすれば、何らかの調整を必要とする段階にきているのではないのでしょうか。当局では、このような流通秩序の混乱を事前に防ぐために、小売商業調整特別措置法の改正など、必要な立法措置をとる考えはございますか。

○樋詰政府委員 ただいま産業合理化審議会の流通部会におきまして、特に最近問題になっております小売問題、特にその中のスーパーマーケットの問題というものを中心に検討を進めていただいております。われわれといたしましては、この検討が一段落いたしましたらば、その程度の方角を得るに至りましてある程度、それに應じて必要な措置をとりたい、こう思っておりますが、今先生から御指摘ございましたように、非常にいい品物を安く、しかも気持ちよく買えるというところは、消費者の側から見て非常に望ましいことでございます。ただ、その際に、それによつて周辺の小売商が非常に、生きるか死ぬかという苦境に立つということ、これはまた社会問題としても放置できません。

んので、その間の調整をどうするかという問題につきましては、現行の小売商業調整特別措置法によりまして、小売商とそれ以外のものとの間に紛争を生じた場合には府県知事があつせん調停できるということもなっております。また、この前のセルフウェイと住友の提携問題につきましては、いろいろそういうわさが流れ、それによつて小売商の方々が非常に不安を覚えて騒がれるということ、われわれといたしましては、住友商事を呼びまして、大商事会社は何もここでござらに中小企業をいじめる必要はないんじゃないかということ、その自衛を求めた結果、大体今のところ直接進出ということはしないで、進出するにしても、むしろ中小小売店が集まって共同してスーパーマーケットをやられるという際に、そこに品物を納めるというよりなところで一つ小売商の育成をはかり、また自分自分の販路を広めていきたいというふうなことに今のところなっているわけでございます。われわれといたしましては、もちろん行政指導ということには限界がございしますが、問題が消費者の利益に直結する非常に大きな問題でもございしますので、せつかく検討していただいております。流通部会の結論というものが出来るまでの間、これは現行の法に従つて、できるだけそれを活用しながら行政指導を進めていきたいと考えております。

○小林(ち)委員 もう一度基本法案に戻りますが、第三条第二項第一号の目標年度というの、大体何年くらい先を目標として基本計画を定めるのですか。

○樋詰政府委員 大体三年ないし五年、これは業種にも若干よると思いますが、長くて五年、短いものは三年以内に一応の目標を達していただきたいというところで、計画を立てたいと思っております。

○小林(ち)委員 次に、第七条第二項の関連事業者に対する勧告のことですが、この勧告がもし守られなかった場合は、どうしますか。さらに公表するとか、あるいは別の救済機関を設けるとかという考えはございせんか。

○樋詰政府委員 この第七条第二項の関連事業者に対する勧告の法律効果、これは法律的には特別に効果はないのでございます。ただ関連事業者の社会的な常識に訴えて、そうして大企業も中小企業とともに手を携えるのでなければ、ほんとうの繁栄はないのだといった、より高い、むしろモラルと申しますか、そういうような面での御協力をお願いしたい、こう思っておりますが、この勧告だけでだめだという場合につきましては、いろいろな中小企業の関係の方々が、商工組合等を組織して、そうして調整規定をやつて、お互いの間の過当競争を自粛しようというようなことをやつておられるという場合には、大企業に對して、その団体協約を結ぶなり、組合協約を結ぶなり、あるいは必要によりましてはアウトサイダー規制命令を発動するなりというふうなことにございまして、この中小企業者同士がお互いに守つていける範囲内において、大企業にもこの線でやつてもらいたいということを要請するようになしたいと考えております。

○小林(中)委員 それから第九号の固定資産の特別償却についてですが、これはどの程度認めておられますか。

○樋口政府委員 これは通常の償却に加えて、三分の一の割合に計算するということをお認めいただいております。

○小林(中)委員 次は、第十号の事業転換ですが、「当該事業の転換が中小企業の近代化の促進に資する」とは、どういう意味なのか。実例をあげて説明して下さい。また、この場合の認定は、主務大臣が中小企業近代化審議会に諮る必要はありませんか。

○樋口政府委員 この「中小企業の近代化の促進に資する」ということは、たとえば転換したいとおっしゃいますけれども、その転換しようとする先の業種が、実はすでに飽和状態等になっておいて、せっかく行っているのだとしても、その次にまたむずかしい問題が起るといったような場合には、転換していただいても、またすぐ同じような問題が起りますので、そういう消極的な場合には、近代化の促進に資するのではなく、むしろ近代化を促進しないということになりますので、これから先転換しようとする業種に転換して、やり方によっては適正規模に達することができて、十二分に今後ますます激化する経済競争に耐えていける規模にまで達する可能性があると思われるところに転換するのであれば、これはけっこうなことであらうということをごさいますして、たとえば、こういうことを申し上げましてどうかと思いますが、古米だんだんと生活様式が変わって、日本風の装身具あたりが立ち行かなくなるといったような際に、こ

れから新しくたばくをつくりたいというも、これはむだであらう。ところが、一般機械類といったようなものは、非常な勢いで需要等も伸びておりますので、そういう機械関係あるいは精密測定器関係といったようなところに進出しようというのであれば、これは今後非常に発展の余地もあるというふうに考えられます。大体ここで業種そのものを、それが適当なものか、それが不適当なものかというところは、一々個別には申し上げかねますけれども、大きく申し上げますと、むしろ大勢として衰退しつつある業種と伸びつつある業種というのをごさいますので、その後者について、しかもそれが中小企業で経営するにふさわしいといったような場合には、近代化の促進に資するものというところでできるだけの援助をしていきたいと思っております。

○小林(中)委員 同じく同条第二項の従業員の転換について必要な援助とは、具体的にいうと、どういうことでしょうか。なお、第八号の合併等の場合も、従業員に不利にならないよう配慮をお願いしたいと思います。

○樋口政府委員 「就職を容易にするため必要な援助」と申しますのは、たとえば職業訓練あるいは職業紹介等においても、できるだけ優先的にそれを扱いたいということを労働省の方にお願いたしたいというふうに考えております。

○小林(中)委員 同条第三項の中小企業の近代化である合併等について、企業のために、そこに働いている従業員の方々に何ら行き先もないままにほうり出されるということのないように、万全の配慮を関係官庁ととりながらいろいろ

いような措置をするように、業界を指導していただきたいと思っております。

○小林(中)委員 それから新設される中小企業近代化審議会の構成メンバーは、現行の中小企業振興審議会のメンバーが、そのまま横すべりするものでしょうか。

○樋口政府委員 中小企業の関係に学識経験のある方、あるいは中小企業の関係の金融機関の方々、あるいは産業界及び中小企業団体の方々、それから労働界の代表の方々ということで、大抵現在の中小企業振興審議会の委員と同じような構成の方々をお願いしたいと思っております。

○小林(中)委員 次は、第十七号の報告のことですが、この報告の内容は、大抵業種別振興法のと同一のものと考えてよろしいでしょうか。

○樋口政府委員 大体今までのものと同じようなものにならうかと思っておりますが、具体的に申しますと、製品の品質、性能、生産数量、生産費、販売数量、販売価格、受注数量、設備の状況、経営組織状況、あるいは労働者をどのくらい使っているかといったようなことについて、報告を求めたいと考えております。

○小林(中)委員 それから、これは資金助成法案に関係することですが、工場団地の助成金の償還について、土地の場合、現行の一年据置二年償還では短か過ぎるという声が業者の間では強いのですが、償還期間の延長を認める何らかの方法がないものかどうか、お伺いします。

○樋口政府委員 民間の方からの三年では短いという声は、われわれも耳にいたしております。しかし、これは大

体今までの土地からほかの土地へ移れるわけでごさいますので、原則からいえば、今までの土地を処分して新しい土地に移れるということであれば、大体三年もあれば一応返還ということにさして支障は生じないのではないかと。特にこれは国民の税金を近代化のためにというところで無利子で貸し付けるといったような制度でございますので、今の土地を処分されるということであれば、その過当なことを要求しているのではないという見地で、今のところ三年をさらに延ばすということについては考えておりません。

○小林(中)委員 最後に、私は、政府に要望申し上げたいと存じます。と申しますのも、私が最初に触れましたように、中小企業関係の法律はたくさんございまして、なかなか実効が伴いません。それは、結局これらの法律を裏づける予算が乏しいということに帰するのではないのでしょうか。三十八年度の予算は、積極大型予算と言われますが、それでも、中小企業対策予算は、相変わらず百億円にほど遠いスズメの涙予算であります。特に心外なのは、中小企業関係の輸出振興費は、ほとんど前年と変わらず、中でも技術研究費や試作奨励費の補助金が一銭もふえていないというのには、一体どうしたことでしょう。いかに中小企業基本法案であるとか、近代化法であるとかいつてみたところで、これでは、中小企業の助成は絵にかいたもち同然です。どんなにおいしそうなもちでも、絵にかいたもちを食べられません。防衛費なら一年に三百二十七億円もふえるというのに、中小企業対策費はやつと二十億円増加というのは、あまりに

も情けないと思えます。どうか今後はこんなことのないよう、法律を裏づけるだけのりっぱな予算をつけていただきますことを切望いたしまして、私の質問を終わりたいと存じます。

○廣瀬(正)政府委員 ただいま小林委員御要望の点につきましては、今後十分努力して参りたいと思っておりますが、ただ、昭和三十三年の予算におきましては、本年度の中小企業関係の予算は約六十五億円であつたのではな

いかと思ひますが、来年は、労働省の関係も入れますと、百十八億円に上つておるかと思ひますが、百億円は突破いたしておりますわけですが、

それから、財政投融資におきましても、本年度と比べますと、米年は、飛躍的といふほどには参つておりませんけれども、かなり増額をいたしておりますわけでございます。しかし、御趣旨は、私もとてもな御要望だと思ひますので、政府もよくその趣旨を体して努力して参りたいと思ひております。

○松平委員 関連して、ちよつと小林委員の質問に関連しまして、振興資金の点について一、二お伺いしたいと思ひます。

振興資金の今度の法律改正を見ましても、若干の範囲の拡大というふうなことが、商業等についてはあるようです。この業務方法書と申しますか、振興資金を貸し付ける業種というものは、業務方法書の格好において法令できまつておるのだけれども、この対象になる業種というものは、いつおきめになつて、その後これを増加しておるか、あるいは減らしておるか、いわゆ

るわけではございません。防衛費なら一年に三百二十七億円もふえるというのに、中小企業対策費はやつと二十億円増加というのは、あまりに

も情けないと思ひます。どうか今後はこんなことのないよう、法律を裏づけるだけのりっぱな予算をつけていただきますことを切望いたしまして、私の質問を終わりたいと存じます。

○廣瀬(正)政府委員 ただいま小林委員御要望の点につきましては、今後十分努力して参りたいと思ひますが、ただ、昭和三十三年の予算におきましては、本年度の中小企業関係の予算は約六十五億円であつたのではな

る増減というものがあるかどうか。これをお伺いしたい。

○通詰政府委員 振興資金の助成の対象になりますものは、一応毎年指定するということになっておりまして、大体年々少しづつ増加いたしております。

○松平委員 その業種の指定の基準は、どういった基準をとっておりますか。

○通詰政府委員 抽象的には、輸出入振興に寄与するもの、あるいは輸入の防遏に役立つもの、あるいは全体的に産業構造の高度化に資するという見地から、個々に業種を検討いたしまして、指定するという態度をとっております。

○松平委員 問題は、この間田中委員もその点を指摘されたのですけれども、こういうような振興資金助成法等の法律よりも、むしろ業務方法書的な、一体どういふものに貸せるのかといったような業種のきめ方、これはきわめて重要な問題であるけれども、それは法律事項にはなっておらぬわけですね。そこで、ことごとくこれは政府の意思によって決定されることなんですね。従って、政府はどういったものが必要なのだというのを、絶えず経済情勢をにらみ合わせながら増減していかるべきだ、こう思う。そこで、たとえば今度の法律案によりまして、今小林委員からも商業の関係のことを指摘されたのですが、商業については、店舗の改装とかその他ございまして、あるいは共同施設というのでもございまして、そこでお伺いしたいのは、倉庫というふうなもの、今までの業務方法書のあなたの方の決定しておる中からは、対象外になっておると私は記憶し

ておるのだけれども、これはどうなっておりますか。

○通詰政府委員 倉庫につきましては、たとえば協同組合の倉庫、共同施設としての倉庫という場合には、これは対象にいたしております。

それから店舗につきましても、個々の店舗というものは、これは一応対象外ということになっておりますが、むしろこれから、非常に零細な方が、それぞれ一戸一戸あるじだといつて一人で門戸をかまえておられるよりも、共同して、新しい時代に即した態勢で一つ共同店舗でも持とうとおっしゃるような場合には、今後この共同ということに對して助成をするということにしていきたいと考えています。

○松平委員 今のお話だと、店舗は、個々の場合の店舗ではなくて、共同してやる店舗、こういうことですか。

○通詰政府委員 その通りでございます。

○松平委員 もう一つお伺いしたい点は、その他ということがあるように記憶しておるのだけれども、その他というのは、どういう判定で、今までの方はどういふ取り扱いをしていらるのですか。

○通詰政府委員 私、先生の御質問をまたとり違えたのかも思いますが、現在、助成の対象にしております百六十数個の業種がございまして、それ以外に、この中でその他という規定の仕方はしてないというふうに考えておりますが……。

○松平委員 それはいつからそうなりまして、私は通産省の印刷したものを見るとき、やはりその他というものがあつた、その他でもって考慮をしてくれ

るということを言っているものがあるわけですね。

○通詰政府委員 どうも、どういふ意味でございまして、工業、それから鉱業、運送業、その他のものは、これはその法律の中にもあるわけでございますが、その中には、たとえば建設業でございますとか、倉庫業とか、そういうものが入るわけでございます。

○松平委員 倉庫業とか建設業がその他に入る、こういうことですね、それは、地方公共団体にそういうことが徹底してあります。私は、地方公共団体において、そのことが徹底してないというふうなことがあるように思ふのです。

これは窓口が地方になっておるということであるので、そこに一つの混乱が起る可能性があります。また現に起きたケースが今まではあるのです。そこでこれらの点について、地方公共団体に對しては、あなた方は、どういふような指示なりあるいは研修なりして、意思の疎通をうまくはかっていくということをやっておりますか。

○通詰政府委員 従来のといひますか、現行の振興資金助成法におきましては、ただ中小企業者とは、一千万円、または三百人、商業だけは三十人とございまして、その他という表現がなかったわけでございます。実際問題として工業を中心としておつたわけでございます。従ひまして、先生の今お話しになりましたように、建設業が入るとか、あるいは倉庫業が入るとかといったようなことは、今まで地方に指導したことはございせん。ただ、今御審議願っております新しい法律では、

そのあたりをはつきりさせるために、工業、鉱業、運送業その他ということになりまして、この「その他」には一体何が入るのかということにつきまして、もう少しはつきり、だれが見てもわかるようにいうことをきめた上で徹底させるように通知したいと思つております。

○松平委員 その次に伺いたいことは、金融全般について、現在はいきわめてあやまらぬこととしておる点があるわけでありまして、それは農業と商業と工業との関係ですが、この問題について、たとえば博労のような者が集まって、あれを借りた、共同施設をやりたいというときは、これはこの対象になるのですか。

○通詰政府委員 博労も一応博労同士で協同組合をつくることのできるわけでございます。協同組合をつくった場合には、協同組合に対して金を貸すということはできるわけでございます。

○松平委員 そうすると、博労が、売買をやっている者があつると同時に、自分でも生産している者があつるわけですね。そういう者が半分くらい入つた場合、そういう場合はどうなりますか。

○通詰政府委員 農民といへども、いわゆる今のいろいろな博労的な運輸業を営み、あるいは鶏を売る、卵を売るといふことを業として営むという場合には、その同業者同士が集まりまして、協同組合をつくるということには認められております。これにつきましては、協同組合として必要な助成措置というものがとられるわけでございます。

○松平委員 そうすると、こういうことですか。農業との関係というものは、そのメンバーがどうあろうとも、その組合自体が中小企業等協同組合法に基づいてやつたものに対しては対象になる、しかし、農業協同組合法に基づいたものは対象外だ、こういうことですか。

○通詰政府委員 おっしゃる通りでございます。

○板川委員 近代化促進法に関連して二、三伺いますが、この法律は、今政府で用意しておる特定産業の振興に関する法律、特産法と簡単に言いますが、この特産法と非常に共通しているものである。しかし、特産法にはわれわれは絶対反対ですが、これには一応賛成していき、こういふ建前をとつておるのです。それは、特産法の方は、独占大企業を擁護する方向を示すものであるが、これは、中小企業、零細企業を集中なりあるいは対策を立てて大きくして、二重構造をなくしていく、こういう方向に多少あると思うから、あえて反対しないわけですが、しかし、一面、共通な弊害もないではないと思つてゐる。そういうことが考えられないでもないと思ふので、その点について伺います。

まず、これは中小企業の近代化基本計画というものを通産大臣が審議会の意見を聞いてきめるのですが、主務大臣とは、この場合、通産大臣だけですか、それとも金融関係のこともあり、大蔵大臣が入りますか。

○**通産政府委員** それは業種の所管大臣でございますので、通産省所管の業種については通産大臣ということでございします。

○**板川委員** 大蔵大臣は、この場合には全然協議には参加しませんか。

○**通産政府委員** 大蔵省の代表も振興審議会には参加いたしておりますので、その審議会の中で大蔵省の意見を聞かしていただくということで、主務大臣は通産大臣だけということになります。

○**板川委員** 結局、これは運営は審議会に一切まかせるようになりますが、審議会の運営なりメンバーなりが非常に重要な役割を持つことになる。先ほど小林委員の質問に答えて、労働者の代表、消費者の代表も入る、こういうような答弁がありました。四十名にわたるこの審議会の代表の各業界別あるいは各界代表別の数を明らかにしてもらいたい。

○**通産政府委員** まだ新しい審議会のメンバーをきつとこの通りにするということではございませんが、先ほど申し上げましたように、現在ある審議会を大部分踏襲することになろうと思っておりますが、現在、一般学識経験者が八名、金融機関の代表の方が五名、産業界と中小企業団体の代表の方が二十名、労働界の方が二名、消費者代表が一名、政府職員として二名、地方公共団体の代表の方が二名、そういうのが内訳でございます。

○**板川委員** 業種別振興法の場合は、調査をして対策の方向を見出すという程度で、その調査機関ですから、それほど問題はなかったかもしれません。しかし、今度は具体的にいろいろの対

策が打ち出されていくのでしよう。今度の場合は、実際動きまわすね、そうすると、基本計画の中に入項目ほどであり、さらに実施計画が出される。合併した場合には課税の特例も認める、あるいは合理化した場合に資金の確保もしてやる、こういうことになって、実際にこれが動いて参りますと、業種別振興法のメンバーでは、實際上、運用上、問題です。特に労働界が二人とか、消費者代表が一人とか、いろいろは、これはあまりにも問題が多いだけに、発言のあれが少ないと思う。産業界の方は、この場合には私はやや多過ぎるのじゃないかな、こう思うので、さういふことを考えると、前の業種別振興法の割合でやったのでは、この法案が動くとしても、反対なり障害が出て参ります。御承知のように、この前例は、フランスの近代化委員会でしょう。それをそのまま持つてくる勇氣はないから持つてきてないものでしょうが、フランスの近代化委員会は比較的に多く入っているのは、労働界の代表が相当数入っているからです。ですから、一歩運用を誤ると、労働界なり消費者界から大きな反対をされ得る可能性もあるわけです。ですから、この審議会のメンバーについて、従来のことにこだわらずに、もっと労働界なり消費者界なりの納得を得るような形にしないといけない。産業界の場合には、もうすでに法律で明らかとなつて、今度合併の場合の課税の特例とか、償却の特例とか、あるいは資金の確保とかで、相当法制的に恩典を受けるようになっておるのだから、今度、このためにあるいはマイナスを受けるかもしれない多数の消費者、労働

者、こういう面のことを手厚く考えないと、この法律は死んでしまふのではなか、こう思ふのです。ですから、メンバーを委任するにあたっては、この意見を十分尊重してもらいたいと思ふが、次官のその点に対する御見解を承りたい。

○**廣瀬(正)政府委員** ただいま板川委員が御指摘のように、今回の審議会は、いわゆる近代化計画、つまり基本計画もございしますれば、あるいは実施計画もございします。その近代化計画の策定に参画をいたします重要な審議会でございます。しかも、ただいまお話のように、金融でありますとか、あるいは税制でありますとかいふようなことにも、非常に大きな関係を持った計画でございます。そこで、今度の新しい法律は、新しい構想によつて制定しようというわけでありまして、新しい酒は新しい皮に盛らなくちゃならないというところで、学識経験者あたりはもつと尊重しなくちゃならないメンバーであらうと思ふので、労働者の代表を入れたとか入れないとか、そんなことまではまだ考えておりませんけれども、御指摘の御趣旨は十分尊重いたしまして、四十人程度のメンバーについては、新しい構想のもとに委員を選定したいと思つております。

○**板川委員** 次官、それは違ふ、先ほどの局長の答弁は、業種別振興法に現任労働者の代表と消費者の代表が入つていくというのです。入つていくというのだが、今度の場合に、その人数があまりにも少ないじゃないか。業種別振興法の場合には、調査をするだけだったから、少なくともあるいは問題が少なかつたかもしれない。しかし、

今度には実際に動き出すのだから、動き出した場合に問題となるのは、合併によつて労働者が職を失ふことを考えているのです。だから、さういふ人たちの意見を十分聞くような審議会のメンバーをつくつてほしい、こういうのです。それを逆に、学識経験者の意見は尊重するが、労働者や消費者の代表を入れるか入れないか考えてないけれども、さういふのは、おかしいじゃないですか、逆じゃないですか。

○**廣瀬(正)政府委員** 今のは私の説明が不十分だったわけでございますが、労働者を何名ふやすとかなんとかいふ、そんなことはまだ具体的に考えてない。御趣旨を十分尊重いたしまして、新しい酒は新しい皮に盛るといふような考え方で、新しい審議会でございますから、さういふ運営のできるような審議会を構成したいと考えておるわけでありまして。

○**板川委員** 何名ふやすか、そんなことは考えてないという言ひ方があまり気に食わない。結論としては、趣旨を尊重して、その趣旨をもつてこの審議会のメンバーを委任していきたい、さういふことなんでしょう。もう一ぺん言つて下さい。

○**廣瀬(正)政府委員** さういふことでございします。

○**板川委員** それから基本計画の中に、第一号のイの中に「品質、生産費」という問題があります。この生産費という問題を基本計画の中へ一つ計画目標としてつづいて、これは場合によつては価格のカルテルという問題が出て参る可能性があると思ふのです。直接は出ないけれども、間接的に、さういふ危険性があると思ふのです。そ

こで、この基本計画なり実施計画なりを立てて公示をする前に、さういふ点については、公取の意見というものはこの際聞かないのですか。これはやはり特産法の零細版ですから、さういふ意味でわれわれは賛成しますが、さういふ点については、一応公取等の意見を聞いた上で、公正な生産費をきめるために副産物として価格協定にならないような方法をとつてもらいたいと思ひます。それは別な法律でとつていい場合はとつていいようにありますから、その点を考えると、合併の問題、生産費、さういふものを考えると、公取等の意見も、この実施計画なり基本計画を立てる場合には一応聞いてもらいたいと思ふのですが、どうです。

○**通産政府委員** 現在の振興審議会の委員の中にも、役人が二人、官吏が二人と申し上げましたが、その一名は公正取引委員会の代表者でございます。今先生の御指摘になりましたように御心配のないように、われわれといしましては、緊密に公正取引委員会と連絡をとりながら、中小企業全体が発展するように努力していこうと思つております。

○**板川委員** 「資金の確保」という項目がありますが、特産法では、御承知のように全銀連がえらい抵抗を示している。それは系列融資であくまでもやつていくんだ、さういふ方針で、政府から注文つけられたのは困るというところでしょう。そこで、それに関連するのですが、「資金の確保又はその融通のあつせんに努める」、この対象となるものは、政府金融機関を考へておりますか。

○樋詰政府委員 ます前の方の「資金の確保」、これは公庫の融資でございすから、あるいは近代化資金助成法あるいは近代化保険法といったような関係で政府が関係し得る、財政資金等でタツチ得るものを確保するというふうに努めたいと考えております。

それからあとの方の「融通のあつせん」の方は、これは、そのほか民間の金融機関をも含めまして、個々の企業に対して具体的なケース・バイ・ケースで、できるだけ国からもあつせんというのをとりたいたいと考えております。

○板川委員 それから、ちよつと戻りますが、基本計画の八号ですが、「近代化の目標を達成するために必要な事項」、これはその他の事項という内容となろうかと思ひますが、この内容として大体考へられてゐるもの全部——だからその他ということになるものだらうけれども、当面考へられておるものは何と何を具体的に考へておるのか。

○樋詰政府委員 それは今後中小企業が生産性を上げていきますためには、たとへば専門生産体制といったようなことも当然必要でなからうか、こゝういふふうに思つておりますが、今の生産の専門化といったようなことについて、今までの七号までどこにも触れてないわけでございます。たとへば専門化でございますか、あるいは標準化でございますか、あるいはいふたやうなことに、必要があればこの法で指定したいと考えております。

○板川委員 合併というのはこの中へ入つておりませんか。

○樋詰政府委員 合併につきましても、第五項に「事業の共同化、工場等の集約化その他中小企業構造の高度

化」ということがございすますが、「中小企業構造の高度化」の一つに、合併あるいは共同出資による適正規模化というやうなことも考へておりますので、合併がどこに入つてゐるかということになりますと、大体第五号の「中小企業構造の高度化」という中で、集約化あるいは共同化と並んで考へております。

○板川委員 構造の高度化の中に合併が入るといふことになりますか。

○樋詰政府委員 はい。

○板川委員 一応これで。

○多賀谷委員 多賀谷眞穂君。中小企業庁長官にお尋ねしますが、例の産炭地域の炭鉱に対する中小企業の売却代金の問題で、最初野党の方では、議員立法で、この問題に關して中小企業信用保険法の特例といった形で出すというように話を聞いておつたわけですが、途中で、これは政府の方から出したらどうかという話があつて、政府の方で立法を急いでおられるやに聞いたわけですが、さつぱり国会に姿を見せないのですが、一体どのような状態になつてゐるか、御説明願ひたいと思ひます。

○廣瀬(正)政府委員 長官に御指名がございしましたけれども、この問題には私が関与いたしてやつておりますので、私からお答えいたしたいと思ひます。

産炭地の小売業者の売却代金の焦げつきを何とか救済しなければならぬというやうなことで、政府でもいろいろ検討を進めたのでございすけれども、結局自民党の方から議員提案を出したいというやうなことになつたのでございす。ところが、その後審議の

過程におきまして、政府から出してはどうかということに一時なつたのでございすますが、実は政府から出すということになりますと、率直に申しますれば、法制局でありますとか、大蔵省でありますとか、いろいろ煩瑣な問題がございすし、それでなくとも通産省は相当たくさん法律案をかかえておりますものですか、それでいろいろ党と折衝いたしまして、さらにまた党におきましては、売却代金の救済ということにつきましても、終閉山いたしました炭鉱関係の焦げつきの売却代金ばかりでなくて、一般的に終閉山をしない産炭地にも売却代金という範圍を広めてやりたいというやうなこともございすし、それです。それでただいまと御相談中ではございまして、おそれる方から、終閉山のみならず、産炭地の小売業者の焦げつきの売却代金の救済法律案が提出されることになりはせぬかと思つております。まだはつきり、議員提案にするか、政府提案にするか、きまつておりませんけれども——私の今のちよつと間違つておりました。議員提案で出すことになりました。きまつたのでございす。終閉山の売却代金ばかりでなく、一般の産炭地のすべての売却代金の焦げつきを救済する法律案を議員提案で出すことにきまつたのでございす。

○多賀谷委員 政府が苦慮なさつておるところはよくわかるのですけれども、私たちが、産炭地の中小企業等に対する特別措置法というものを国会に提案してゐるわけですが、与党並びに政府から出されるのを待つて審議をするつもりでおりますけれども、なかなか政府あるいは与党から出てこないものですか、これが停滯してゐるといふ状態です。私たちは、いわば終閉山した死んだ炭鉱の売却代金というものは、整理交付金か何かを別ワクを設けて出すし、それから生きてゐる炭鉱で焦げつきが非常にある場合には、むしろ今与党でお考へになつてゐるやうな中小企業信用保険法の特例でいくべきじゃないか、こゝういふように考へてゐるわけですが、それは出て参つてから議論をしたいと思ひます。

そこで私は、産炭地の問題は一応法案が出るとして、先般から質問されたと思ひますけれども、北九州その他の鉄鋼、いわゆる不況産業、これは壊滅しておるわけでもなく、終閉山してゐるやうな、死んでゐる債権ではない。ですから、これは将来やがて弁済される見込みが、かなり可慮性としてある。しかし、現実の状態においては、現行法で参りますと、なかなか融資の道がつかない、こゝういふ問題について、どういふお考へであるか。一般産業並みでお考へであるかどうか。これをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○樋詰政府委員 ただいまの北九州の鉄鋼の、主として下請業者を中心とする非常な不況というものは、石炭と違ひまして、今多賀谷先生御指摘のやうに、これはむしろ少し待つてやれば必ずとれる債権である、また産業全体としても、先行きに希望の持てる業種であらうか、こゝう存じております。従ひまして、この鉄鋼関係につきましても、商工中金あるいは中小公庫といったやうな政府関係金融機関といつたやうなものからできるだけ金を貸すというところで、金融でつないでいきたいと思つておりました、今までに商工

中金に十億の申し込みがあつたわけがございす。そのうち、とりあえず四億につきましては、不況資金の貸付をや、あるいは償還条件を緩和するといふことで措置いたしました。現在残りの六億について調査を進めておりますが、これは将来必ずとれる債権であらう、こゝういふやうに考へておりますので、できるだけ商工中金の活用等によりまして、御迷惑のかからないやうに善処したいと思ひます。

○多賀谷委員 そこで、問題はいろいろあるわけですが、今までの保証限度の拡大というものは、例の産炭地域の方においても、別ワクで保証限度の拡大をやるといふことだが、同じ中小企業といひましても、かなり大きい関係であるし、さらにまたその系列があるという状態ですから、この保証限度の引き上げをどういふやうにお考へであるか、お聞かせ願ひたい。今度あなたの方から出されておるものは、近代化の場合の保証限度の問題がございすけれども、これをどういふやうにお考へであるか、お聞かせ願ひたい。

○廣瀬(正)政府委員 先刻の産炭地の売却金の焦げつきの分につきましても、災害並みに八割に引き上げるといふことになつておりましたけれども、鉄鋼関係の下請業者への融資は普通通りだといふことで、まだ引き上げを考へていないのであります。

○多賀谷委員 どうも失礼しました。私が申しましたのは、保証限度額です。ですから、今二十万円、五十万円、さらに七百万円、それから組合では一千万円、この引き上げをする必要があると考へるのですが、この点に

ついで、どういふふうにお考えですか。

○樋詰政府委員 第一種の保険は、御承知のように現在五十万円までということになっておりますが、平均が大体二十一万円程度でございます。非常に金額が少ないのでございます。その意味から、われわれ一般に、この第一種保険を利用しているという方が相当の金額に達し、また限度を引き上げていただかないと、非常に不便だという実情がはつきりすれば、それは上げることについても検討したいと思っておりますが、今のところ、平均で二十一万円程度ということになっておりますので、差しあたり、五十万円というワケは、この程度でいいのじゃないか、そういうふうにお考えしておりますが、さらによく実態を調べて研究したいと思っております。

それから七百万円の方は、保険制度というものができたばかりで、さんの方々に利用していただいて、普通の金融のルートでは金を借りにくいという方々に金融の道をつけてあげようということでございますので、これはそれぞれの保証協会の能力等がだんだんそろって参りますれば、将来七百万円をさらに一千万円あるいは一千万円というふうな上に上げていくことも必要だろう、また、そういう実力が備わってきたならば上げるべきだ、こういうふうにお考えしております。ただ、今全国的に見まして、必ずしもこの七百万円というものを一挙に千万円に上げるとかあるいは千五百万円に上げるということとをみると、むしろ保証が特定の人に片寄るということによりまして、零細な金を借りたいという方々の利用

を逆に妨げることもあり得るのではないかといたうたうたから、特に高額の資金の必要な方々は、今回新設をお願いいたしております近代化保険を御利用願うということ、それ以外の一般の方々については、七百万円という現行のワケをしばらくの間維持するというのを考えております。

○多賀谷委員 地域の特長事情もあるわけですが、鉄鋼のような大企業が非常に不況になったという場合の関連中小企業といえども、必ずしも零細なものだけではなくて、また、その中企業の下に下請業という形である、こういう形なんですね。ですから、ことに第二次加工産業が比較的少ないような北九州では、いわば素材工場的で、町の一単一産業にたよつておるといふ形なものですから、なおそういう実態が現われておる。そうして県の信用保証協会でも、何さ鉄とか石炭をかかえておるといふ形ですから、普通の状態でなくて、異常な状態にある。ですから、非常にむずかしいのじゃないか、こういうふうに思ふのです。そこで保証限度の問題は、これは一般的なもので律し得られない問題があるのじゃないか。普通そういう単一産業で、しかも大企業の場合は、比較的弾力性がある、不況といえども、大企業自体に弾力性がある。今度の場合は、そういう状態ではない。大企業自体が弾力性がなくなったという状態にきておるわけですから、今までわれわれが考えておつたような状態ではないと考えるのです。設備投資をものすごく過剰にして、それでばつたりきたという形ですから、これはやはり普通の状態ではない。大企業の場合は、かなり

不況になりました、それだけ耐え得るような状態で、下請なんかに、他の企業に比べれば、いわば有利に扱つてゐる。ところが、今度の場合はそういう状態ではないところ、災害に準じた取り扱いをする必要があるのではないかと。それから今申しました限度の問題も、将来は返つてくるのでしよけれども、填補率の問題を考えるとやらないと、現実の問題としては非常に不安です。しかも、保証協会としては不況産業を二つかかえておるといふ形ですから、こういう場合について、単に普通産業並みでいいかどうか、これを一つお聞かせ願ひたい。これは填補率の問題です。

○樋詰政府委員 現在でも公庫が保険にとつておられますのは、一応七百万円ということになっておりますが、その限度を越えて、力のある保証協会は、御承知のように大きいところは三千万円、二千万円の保証をしておるところもございします。それから千五百万円の保証をしておるものも四カ所、千万円の保証が七、それから八百萬円の保証をしておるのが一つというところで、大体十三ばかりの保証協会は、現在でも相当七百万円をこえる保証というものをいたしておるわけでございます。従いまして、この保証がどこまでできるかというところは、それぞれの間の信用保証協会の実力というものにもよるわけでございますが、福岡県の場合には、鉄、石炭という二つの非常に問題の産業を控えており、しかも、石炭あたりが相当今まで長い間非常な苦しみを立ておられるということから、保証協会自体もかなり力が弱つてきてお

るといふのが実情でございます。この保証協会というものが、地元の地方公共団体あるいは金融機関と国との共同で資金をつくつて、そして保証をしてあげようという制度から参りますと、今以上に福岡県の保証協会の保証限度を上げるというのには、少し力が弱過ぎるというのが実情でございます。これを国からある程度出し、県からもそれに充てて出せということをお願いして、県自体もなかなか出せな

しませんが、県自体もなかなか出せなという面等もございまして、いろいろわれわれも苦慮いたしたところでございしますが、現在の段階においてすぐこれを上げるということ、それは非常に困難な実情でございます。それから填補率につきましては、これは御承知のように、災害の場合には八割といふふうなことになるわけでございます。それからわれわれは、少なくとも小口保険というふうなもの、ある程度上げる必要があるのじゃないかと思つておられますが、かりに一般的に上げておいて、災害の場合にさらにそれに加味するということになりますと、結局全体として九割までを填補するといふふうなことになる。これはこういう保険といふたうな制度から見ても、九割といふのは――九割と申しますのは、全体を七割を八割に上げて、災害の場合は現在七割が一割上がった八割になつておるわけでございますから、そういうこととていくと、災害の場合には九割になるというところが、そういう制度自体としてはたしてそこまでの必要があるかどうかということについて、また結論が出ておらないというので、災害のあつた場合には九割になるんじゃないかといふたうな議論等

もございまして、今それで検討はいたしておりますが、結論は簡単に出ないというのが現状でございます。

○多賀谷委員 さらに災害がプラスするという議論ではないかと思ふのです。そのときに、これは御存じのように、激甚災害はそのつど法律をつくつてゐるわけですね。ですから、そのときに、現在はプラス一〇％というふうになつてないですね。御存じのように、災害の場合は、填補率が八〇％になつておる。ですから、そのときに立法上考慮すればいいのであつて、むしろある特定の産業で、関連企業に非常に激甚な被害を与えておる、こういう場合には、当然私は填補率の引き上げというものを考慮すべきではないか。その場合に、小口と大口を区別するという議論が出る。これは私は、第一種の保険と第二種の保険を区別してもいいんじゃないか。一体どういふふうにお考えであるか。その場合には、填補率については一律に考えなくてもいいんじゃないか、これは余地があるのじゃないか、こういうふうに思ふのです。ですから、それじゃいゝゆる第一種保険と第二種保険を区別されれば、そういう場合には引き上げになれるかどうか。

○樋詰政府委員 先ほど私も申し上げたのでございますが、ある程度小口のものをに対して引き上げるという議論、これは当然あり得る、こう思つております。しかし、政府内部でいろいろ今検討しました段階におきましては、一種も二種も全部ひくくするめが一応今上げるといふところまでは結論が出ておらないといふところでございます。もししいて順序をつけるといういたしますれ

ば、私は、まず先生のおっしゃいますように、小さいところから逐次上げていくという方向でやるのが一番入りやすいし、また制度としてもそうあるべきではないかと感じておりますが、今のところ、全体として上げるというところについて、政府内部の意見がまとまっておらないというところでございします。そういう議論は、これは小さいものについて上げたらどうかということについては、それはそういうようなことも考慮していろいろ検討はいたしましたが、結論は出なかつたのであります。

○多賀谷委員 保険料は、御存じのように差をつけているわけですが、保険料に差をつけているのですから、増補率に差をつけてやってもいいわけですね、もの考え方としては、現実困っておるというなら、その程度おやりになつたらどうですか。

○樋詰政府委員 これは要求する側と申しますか、中小企業、つまり零細な方々から見れば、当然自分たちは、ほんのわずかな金でいいのだから、増補率も保険料と同時に特別な扱いをしてくれという要求が出るということは、ごもっともだと思ひます。われわれもまた、財政が許せば、そういうような場ですとすれば、そつちからやるべきではないかというふうには考えておりますが、先ほど来いろいろ申し上げておりますように、中でいろいろ議論はいたしましたが、たとえば小口保険にいたしましても、やつと三十七年度から発足したばかりでございまして、新しくできたばかりなので、もう少しこの制度の運用の実態等を見た上で、保険料、増補率をどうするかというよ

うなことをすべきではないかといったようなことで、三十八年度は一応見送るといふことになつておるわけでありま。

○多賀谷委員 刻々と時間がたつていきますから、様子を見ておる間に、金融難でつぶれるということが出てくるのは非常に残念ですが、そういうふうな待つておれないという現状でしょう。しかし、これは石炭の方はおそろく五月に法案を審議すると思ひますので、その際に、今問題の起こつております鉄鋼等の問題については御考慮願ひたい。

それから一昨日中村委員から質問があつたわけですが、例の信用保証協会に対する特別貸付の問題ですね。地元の方で出捐金を出せば、それに応じて政府の方で特別貸付を信用保険公庫を通じてお出しになりますかどうか、これをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○樋詰政府委員 実際問題といたしまして、福岡県の保証協会自体を例にとりまして、福岡県に、実はほかの県の保証協会と同じように考えれば、まだこれは保証能力が幾らか残つてゐるのではないかと。そういう意味から申しますと、新しく新規の貸付なりあるいは出捐なりということ、必ずしも必要ないのではないかと一面もあるわけでありま。

これを出せばすぐ出すということは、きまつたということではございせんが、私らといたしましては、県等の出捐状況などにもあつては、県等の出捐だけの善処をなるべく最大の努力をいたしたい、こういうふうに考えております。

○多賀谷委員 少し一昨日の答弁より後退しておるような印象を受けるのですが、政務次官、どうですか。これは地元の方の出捐金その他のいわゆる体制ができれば、政府は公庫を通じてお出しになりますか。

○廣瀬(正)政府委員 いろいろ波及することなども心配いたしておるわけですが、先刻長官からお答えした程度で一つか二つお願いしたいと思ひます。

○多賀谷委員 中小企業全般の問題も国の政策でなければ、業種別の指導というものは、全部中央で、しかも出先は通産局でおやりになつておる。ですから、業種別の不況対策というものは、むしろ政府が積極的におやりになるのが至当です。地元の方にそういう受け入れ体制があるならば応ずるなというところは、本来おかしいわけですね。あなたの方が産業指導をしておるのですから、農林省とは若干違ひのようです。農政というものは、国がやつておる、県が出先でやつておるのですから、ところが、あなたの方の通産行政というところは、全部県ではない、あるいは市町村ではない、通産局という出先をもつておやりになつておるのですから、業種別の問題は、一番通産省が十分な把握ができて、そして指導もやり、実際の行政をおやりになつておる

のですから、そういった産業の実態というものは十分本省が承知をされて、むしろ本省の方から積極的に、この不況産業についてはいろいろ処置がしたい、ついでには地元の方の協力を願ひたい、こういうのが至当ではないかと私は思ひます。私は、むしろ逆に、地元の体制ができればどうですか、こう聞いておるのです。所管省が、そういう地元の体制があつても検討しますというところでは、答弁にならぬじゃないですか。

○廣瀬(正)政府委員 ごもっともな御意見でございますが、波及すると言ひましたのは他の府県のことでございます。おれのところも出すからやつてくれということになりますと、その選定がなかなかむずかしいということになるわけでございますので、そういうことも考へて方針をきめなくてはいかぬということになつてくるわけでありま。

○多賀谷委員 同じ工業地帯でも、確かに今景気調整で金詰まりであるといふことはわかるわけですが、北九州といふのは、いわゆる素材工業地帯です。ことにマンモス八幡製鉄、これにたつておると言つたつた過言でないくらいです。ですから、ばたつと金融がとまつた場合、全くどうにも処置がないのです。そのウエーに実が大きいのですから、そういうところが、あんなにやいす。それは確かに大きな製鉄工場はありますけれども、それはもうすでに第二次加工体制ができている、そして他の産業がかなり榮えている、こういうことが言えるのです

よ。純然たる素材工業地帯で、北九州というものは八幡で立つておるといふ形、その八幡の方が金融がうまくいかなかつたものだから、どうにもならないという中小企業が出てきておる、こつていふいいのじゃないか。ですから、他に波及するという問題は、比較的少ないのではないかと。全然皆無とは言ひませんが、石炭と鉄鋼という二重苦にあつてゐる地点は、私は他にないと思ひます。ですから、その点も少しはつきりした答弁をされてはどうですか。

○樋詰政府委員 これはわれわれも、北九州自体をとりました場合は、先生の御意見非常にごもっともと存するわけでございますが、しかし、現実の問題といたしまして、たとえば天災、雪害といったようなあれで起つたような場合、制度として途中で追加するといふようなことはやつてきたわけでございますが、個々のケース・バイ・ケースでそれが起つた場合に、途中で資金を追加するということにつきましては、先ほど政府次官から申し上げましたが、結局はその程度はうんと違ひじゃないかということも、もちろんございします。これはわれわれといたしまして、できるだけそういうことはいたして、その中で議論をいたしまして、そして、新しい一つの先例といふようなことにもならないので、ここで地元が金を出せば必ずこつちの方でも出す、あるいは地元が出さぬでも積極的にやるのだというところまで踏み切つたお答えを申し上げることはできないという実情にございまして、これはもう少し

事の実態というよりなことにつきまして、政府内部におきまして、いろいろと話を進めて、できるだけ努力はしたいと思ひます。

○松平委員 今の答弁を聞いていますと、ちよつと感覚がおかしいと思ひます。この間、北九州の人が大挙そろつてここに陳情に來た。死活の問題である。これは、重工業局だけでなく、通産省全体として考えなければならぬ問題じゃないかと思ひます。それでその一環として、金融をどうするかという問題が必ず出てくると思ひます。そこで、これは全般の問題として、北九州の一種の災害に似たような状況、これをどういふふうにして当面維持させていくかということについては、もう少し通産省で真剣に考えてもらわなければいかぬのではないかと思ひます。

そこで、これについては今多賀谷君が言われるように、ちゃんと現地に通産局があるのだから、実情をよく把握しておるわけでありまして、この対策は一つ早急に立ててほしいと思ひます。金融全般の問題、しかも信用保険公庫のこの金の特別貸付というか、そういうことも含めて、これはどここの所管になるか知らぬが、少なくとも中小企業庁は、重工業局とともに共管の形になつて、ぜひこれは善処してもらいたいと思ひますが、この問題について、政務次官の決意をここで披露してもらいたいと思ひます。

○廣瀬(正)政府委員 八幡の問題につきましては、きのうも長官からお答えいたしました存じております。発注なんかについては努めて中小企業に出すようにという指導をいたしておりますが、この金融保証の問題につきま

しては、ひとり通産省ばかりでなく、大蔵省とも関係がございますので、十分一つ検討してみたいと思つております。

○松平委員 検討じゃなくて、やはり対策を立ててもらいたい。通産省が中心になつて、大蔵省にも求めてもいいですよ。だけれども、これは対策を立てるといふ決意を一つここで固めてもらわぬと困るのですね。これは校葉の問題というか、法案の審議とは離れた問題だけれども、これは一つ大臣を呼んで聞きましょうか。

○廣瀬(正)政府委員 その対策の樹立につきまして、真剣に一つ検討してみたいと思ひます。

○中村(重)委員 私、その問題で質問しましたから、関連して申し上げます。いろいろむずかしい考え方を持つてあるようですが、やるといふ考え方があるかどうかという事です。今の填補率の問題も、これは法律事項だから、行政措置という形ではできない。ところが、行政措置でできる方法もある。石炭が現にやっているように、保険を現につけなかつた場合、代理貸しでやる場合、これは国民公庫は、一般貸付の場合は五〇%を二〇%の弁済、あるいはその他の地方銀行が八〇%を五〇%の弁済、そういう方法は、閣議決定等の方法をもつてやれる。だから、現在の鉄鋼不況に対してどうするか。現にあなたの方では、地元の下請

中小企業に優先的にやらせなければならぬというので、調査もし、重工業局とも話し合ひをして措置をしなければならぬ、そういう事態をあなたの方十分知つておられるのなら、金融の問題というのにいかに重要であるかという

ことは、それよりも先におわかりでしょう。聞いていると、政務次官にして、あなたにしても、この間のあなたの答弁よりも後退するような答弁をしている。お聞きの通り、ここへ中小企業の人たちが陳情にこられて、委員長は委員会を代表して、御趣旨に沿うように努力するといふあいさつをしていられる。そういうことを知っているやありませんか。もう少し、こういう鉄鋼不況といふ現実の問題と取り組んでいられる。これは、金融の問題をうんと前向きで検討しておらないはずはない。今検討するといふたうなことで、しょうがないじゃないですか。もつと責任のある答弁をしてもらわなければ困る。どうですか。

○樋口政府委員 この前申し上げましたが、われわれも、鉄鋼不況が地元の下請業者に非常な深刻な打撃を与えておるといふことについては、いろいろ現地からの報告も聞いております。たとえば昨年、三十七年度の第一・四半期あたりには、地元に対する下請の発注率が三割しかなかった。それではないといふので、いろいろ重工業局とも話をし、また八幡自体にも、できるだけ地元が発注してくれといふことをやりまして、その後六割、七割、大体第四・四半期には、下請に出すものの八割までは地元の中小企業に下請を出すといふことにまで上げてきたわけでございます。そして、そういう親子の關係を通じてできるだけ仕事がたくさん流れるようにといふことについては、今までも努力してきたつもりでございます。

それからまた金融の問題につきましては、商工中金に対して、この前

の第四・四半期に財政資金の追加がございました。聞いていると、政務次官にして、あなたにしても、この間のあなたの答弁よりも後退するような答弁をしている。お聞きの通り、ここへ中小企業の人たちが陳情にこられて、委員長は委員会を代表して、御趣旨に沿うように努力するといふあいさつをしていられる。そういうことを知っているやありませんか。もう少し、こういう鉄鋼不況といふ現実の問題と取り組んでいられる。これは、金融の問題をうんと前向きで検討しておらないはずはない。今検討するといふたうなことで、しょうがないじゃないですか。もつと責任のある答弁をしてもらわなければ困る。どうですか。

○中村(重)委員 伊勢湾台風で出した金、これが返ってくる。また、雪害対策等によつて出資されておるものもある。現に保険公庫のワタの中、操作は、可能なのです。要は、大蔵省を納

得させさえすればいいのです。それをあなたの方が通産省で、これをどういたします。いつからそういたしますという決定的な答弁はできないことはわかる。わかるけれども、先ほどから聞いておると、どうもやる気があるかどうかと疑われるような態度なのです。それがいけない。もつと通産省は、この現実の問題の上に立つて、何とかしなければならぬからやる、そういうことで、関係各省とも十分連絡をとつて説得をして、趣旨に沿うようにやるのだ、こういう決意が好ましいわけ

それから、先ほどの多賀谷委員から、出捐金を福岡県が出したならば、という非常に遠慮したことなものです。福岡県が出捐金を出したならば考へるという、そういう消極的なことでも、私はだめだと思ひます。少なくともこの現実の上に立つて、政府自身が積極的に取り組むのだ、こういう態度で一つやっていただきたいといふことを強く要望しておきたいと思ひます。

○田中(武)委員 両案について簡単に質問したいと思ひます。その前に、ただいまの問題ですが、福岡というか、北九州という特定の地域における特別の事情なものです。従つて、災害と同じような考え方方で積極的に措置をする、こう言われたらどうなのです。

○廣瀬(正)政府委員 その問題につきましては、先刻来お答え申し上げておる通り、何とかしなくちゃならないという情熱を燃やして対策を一つ検討するといふことでありまして、決して放置するとか、輕視しているとかいふ気持は毛頭ございませんので、その点は

ふうに規定の仕方をやったわけでございまして、同じようなことがするずと、こゝろ書いてございますが、一号もるいは二号と三号以下というものが、目標と手段というふうに違つておるわけでございます。

それからもう一つ、従来の法律にはございませんでした転換の指導といたことが、この新しい近代化促進法には

と、こう言った。そうすると、この二つの法律の各号を見た場合に、臨時措置法の方が広い範囲を定め、こつちの促進法が狭い、そして鋭いといひますか、狭く鋭いことを定める、こういうことになるのではありませんか。

○樋詰政府委員 必ずしも今度の近代化の計画の方が狭いというわけでは……。

○田中(武)委員 いやいや、あなたは最初、近代化と振興とどのように連うかと言ったときに、近代化は振興のうちだ、一つだと言った。

○樋詰政府委員 近代化というのが、これがすべての中小企業が今後到達すべき一つの目標といひますか、この近代化するためにいろいろ振興施策もとられる。それで近代化といひるのは、前近代のものから近代のものへ動態的に移っていくというのが、近代化であります。

○田中(武)委員 さっき言ったのと逆なんです。それだったら、広辞林ですか、あの字引でも持つてきて一べん調べなければいけません。そもそもその概念がはつきりしていないから、この臨時立法と恒久立法との間にどういう関係があるか、そういう点のはつきりしないのです。もつと砕いて言えば、さっき言ったように、改善事項と近代化計画とはどのように違うのか、こういうことになるわけですよ。

○樋詰政府委員 改善事項と近代化計画とは、その本質においてはほとんど大差はないといひます。ただ、従来の法律では、それを裏づける何らの手段がなかった。改善事項の策定しつぱなしという格好でおったわけござい

ますが、それを今回は、資金の裏づけをするなり、あるいは税制の特典を与えるなりといふことで、せつかくできたい計画であるなら、これが実行されるようにしたい、そういう新しいことを踏み出します。新しい皮袋に盛った方がいんじゃないかといふこととで、あえて新しい法律の形をとったわけございします。確かに改正でも同じことをやってやるぬことはないわけです。

○田中(武)委員 最後にあなたは、改正でもやってやれぬことではないと言ひますが、それはそれでいいんだが、これは前から言っている。業種別振興法と大上段に振りかぶつておきながら、中身は調査法にすぎないといふことをわれわれは指摘していたんです。そこで今度は、税制上の特別措置、金融の関係、それから就職、こう三つ柱ができたわけですね。これは確かに進歩なんです。進歩であるけれども、あるいは今までの臨時立法を恒久法にしてそこに入れてもよし、あるいはこちらに移すなら、五条以下を殺してしまつて、あと残つておるのは一条から四条、あと少し経過規定が残つておきます。そんなことなら、これを殺してしまつた方がいいんですよ。

そこで伺ひますが、この業種別臨時措置法による指定業種は、今六十六業種かと聞いておりますが、それとこの近代化促進法による指定業種との関係は、どうなりますか。それから、三条の政令で定むといひるのはどうなりますか。

○樋詰政府委員 これは、大抵近代化促進法では、実態を調査して、そうして各実態に即した近代化計画を立てる

といふことになっておりますので、実態の調査その他のいろいろ政府の準備にもならひ合せまして、大体一年間に二十程度のものが近代化促進法で指定されることになると思ひます。

必ずしも中小企業業種別振興臨時措置法、それをそのまゝここに持つてくるわけでもございしません。その中で特に早急に近代化が必要であると考えられますものから、逐次取り上げて、近代化計画を策定したいと思ひます。

○田中(武)委員 そうすると、業種別振興臨時措置法によつて指定して調査をした、このうちで必要なものをこつちの近代化の方に移していこう、こういうことですか。

○樋詰政府委員 極力そういう方向で持つていきたいと思ひます。

○田中(武)委員 そうすると、すでに指定せられた業種、この中で、もうすでに改善計画事項といふものが出てくる。それを今度は近代化のこれに移していつて特別の措置を講じよう、こういうことですが、新たなものをやる場合に、たとえばみそ、しょうゆとか言つていますが、みそ、しょうゆを、たとえば臨時措置法の方を殺してしまつて、近代化のこの法律ですぼつと取り上げていいじゃないですか。できなんでしょうか。

○樋詰政府委員 これは、それぞれの産業ごとに決して實踐とか、そういう順序があるわけではございせんが、しかし、国際競争の観点から考えますと、早急に体質改善をしなければならぬ業種と、ある程度おくれてもやむを得ないと思はれるものと、おのずから分かれてくるんじゃないかといふふうに思はれますので、われわれといた

しましては、この際一日も早く近代化を完成しなければ、国際競争の上から申しましてもあるいはわが国の産業構造の高度化という点から申しまして、あとで非常に後悔するといふようなことのないように、そういう必要度の高いものから逐次取り上げていくといふことにしたいと思ひます。

業種別振興臨時措置法で指定されて、すでに改善事項が策定されたものの中でも、必ずしもここで特別はかの産業よりも優先して資金のめんどうを見る、あるいは税制上の特典を与えてやる、そこまでやらぬでも、もう少しそれは緊急を要するほかの産業にしばつていただいてもいいんじゃないかといふ方々には遠慮していただくといふことから、これに漏れた方々については、一般的な振興対策、特に早急に近代化を必要とする方々にだけ、とりあえず一年間二十くらいずつ取り上げるといふことでやつていきたいと思ひます。

○田中(武)委員 だから、四十何年かになつて、時限立法が死んでしまえば別ですよ。両方ともある場合に、まず臨時立法の業種別振興法が動くのですか。そして調査をして、その中で必要なものは近代化に乗せていく、こういう考え方はどうですか。

○樋詰政府委員 近代化促進法で新たに指定されたものは、一応近代化促進法、この法律によりましてまた実態調査をやります。もちろん、今までせつかく業種別振興臨時措置法によつていろいろデータも出していただき、よくわかつておるものについで、極力それを利用していただき

ます。指定する以上は、それだけじゃないに、それにプラスして、さらにこの前得た資料よりもつと新しいデータその他必要なものがあれば、それを調べた上で、それに即応した近代化計画を立てるといふことにしたいと思ひます。

○田中(武)委員 どうしてもよくわからぬですが、現在業種別振興法によつて指定を受けた業種、その中で必要なもの、ことに早急に対策を立てなければいけないものは、近代化促進法で取り上げていく。そうすると、新たな業種、この業種別振興臨時措置法でもまだ指定が得られないもの、それをどつちで取り上げていくか、そのけじめはどうなるのですか。

○樋詰政府委員 現在業種別振興臨時措置法で取り上げておらなかつては今後早急に近代化が必要であるといふものがありましたが、それは当然この新しい近代化促進法でいきたい。とりあえず古い法律でいきますのは、みそ、しょうゆ、玉糸といったような五業種、これは大体旧法によつてある程度準備を進めておりますので、それだけにとどめたいと思ひます。

○田中(武)委員 そうすると、結局は業種別振興臨時措置法を置いておくことは、現にこの法律によつて取り上げたいと思ひます。しょうゆ等五種類、それだけのためのものですね。

○樋詰政府委員 それから、そのほか改善事項が今年の末までにできるだろうといふものを予定したしつても、六十六業種からまだ二十六ばかり残るわけございします。これらにつきましては、せつかく業種別振興臨時措置法で指定されて改善事項を策定すべ

く、現在いろいろ事務を進めておりますので、それらにつきましては、今後ますます旧法によりまして業種別の改善事項を策定していただきたいと考えております。

○田中(武)委員 それなら、現在業種別振興臨時措置法で指定を受けて動いているものは、ここに近代化促進法ができたなら、それはこつちを置いておくという積極的な理由にはならないでしょう。これらのものは、みそ、しょうゆ等、あなた方が取り上げたいと考えておられるものを置くだけです。これからあとのものは、近代化促進法で取り上げていくでしょう。そうではないかと、業種別振興法でやるというなら、ワンクッションよけいな手間が入ってくるのです。だから、置くなら置くで臨時立法で置くならいいのです。むしろ、現在この法律によって改善事項が進行中のものが終わるまでとか何とかいうことが、ほんとうではないですか。こういう法律のきめ方はありませんか。そういう置き方をすべきではないですか。

○樋口政府委員 まだ改善事項が策定されておられない業種でございまして、しかも早急に近代化計画を立てなければいけないという必要のあるものにつきましては、まず、業種別振興法に基づき改善事項の策定というのを待たなくとも、直接この法律で指定をして、この法律に基づき調査をやり、近代化計画を立てるということもあり得るわけでございます。

○田中(武)委員 そうだろ。そうしたら、片一方を置いておく必要はなくなる。だから、あなたの説明によると、業種別振興臨時措置法は、今それ

によって動いているものが、策定計画が終わるまでなお効力を有す、これだといふのだよ。それでしよう。それを何ほ時限立法だからといって、期限があるまで置いておくという積極的な理由はないでしょう。あなたの答弁によれば、そうじゃないですか。

○樋口政府委員 これは冒頭に申し上げたと思いますが、われわれも、これは生かしたまま自然死を待つというよりな格好がいいのか、一応せっかく新しい法ができるんだから、それで旧法は殺しておいて、そしてその中の必要事項はなお効力を有すと、今先生の御指摘のような書き方がいいのかということについては、これは確かに両方あると思いますが、たまたまこれはどちらでも考え得るということ、こちらの方の形式という格好で、旧法を四十年までは一部生かしておく必要もあるのだ、わざわざお前はそれでおしまいだといって終止符を打たぬでも、そのまま残しておいても別に実害はない。ただ具体的に、これから新しい業種をこれで指定し、新しい改善事項の策定を考えると、これはむだだと思いたすので、たまたま今準備の進んでいない農林関係の五つだけで、それ以外は指定しないということに附則の方に書いたわけでございます。これは書き方としては、先生のおっしゃる通りに、どちらがいいかどうかということはいろいろ御意見があるのじゃないかと思いますが、われわれはいたしましては、この立法技術の点は、一応法制局の見解に従いまして、こういうふうな形をとったわけでございます。

○田中(武)委員 そうでなくとも、法律が第一多過ぎるのです。必要でな

いものは、どんどん消していっていった方がいいのです。実害がないとおっしゃいますが、これがあると、どっちになるのかと考える手間が要るのです。だから、実害は起さるのです。たとえは特定の業種が何かをやってもいいというときには、まず臨時措置法にいうところの改善計画を出して、それから近代化計画に持つていくのか、即近代化計画に乗るのか、こういうところ

で迷うと思うのです。だから、そういうような点をはっきりする必要があらうと思うのですが、どうですか。今後新しく取り上げるものは、近代化促進法でやるのだ。業種別振興法の方は、この法律によって指定せられたもので、現在まだその作業進行中のものがある、または本年度に指定するものが二、三考えられておる、それだけ残すのだ、こういうことでしょうか。そうするならば、そういう自然死を待たずして、経過規定として、そういうものが終わったときにはこの法律はなくなるものだというふうに書いた方がいいのじゃないですか。立法技術の問題かも知れませんが、しかし、二つでも三つでもあり得る中で、一番簡素な方法、一番わかりやすい方法をとるのが、立法法のあれじゃないですか。あなたがそういうことを言うのなら、吉田さんと呼んできて、もう一ぺんやりましょう。それで、はきよりの採決になりますよ。

○影山政府委員 田中先生の御指摘の点、非常にごもっともでございます。非常に、非常に、立法の段階におきまして、われわれも、その段階におきまして、一度廃止して、それから所要の条文を残すということを考えたわけでございますけれども、いろいろ今度

は、近代化の立法の趣旨など、先ほど長官が御説明申し上げましたように、中小企業業の業種の中で、緊急に近代化を促進する必要があるもの、それを優先的に指定していかうということ、こういう近代化促進法という法案をつくったわけでございます。そこで、結果的にどういふ違いがあるかと申しますと、現在六十六業種が業種別振興法の中で指定しております、その中で改善事項が、すでにきまりましたものが約四十、それからあと二十六が、今後改善事項をきめていくということになるわけでございます。今までの改善事項の中で、あるいはこれからきめていくものの中で、緊急に近代化を必要とするものを取り上げて、優先的にやるわけでございますので、必ずしも今後残っている改善事項をきめるものの中、二十六業種の中でも、近代化のこちらの政令の指定業種に、三十八年度から指定してしまふもの、あるいは今後とも指定しないものもあるわけでございますので、残ったものにつきましては、やはりこの業種別振興臨時措置法の第三条の第二項にござい

ますような指導、あるいは第四条にございしますような勧告というものの、この業種別振興臨時措置法に基づいてやっていくたいという点もございします。一応理論上そういう余地が残りますので、立法技術上こういうふうにしていただいたわけでございます。この点御了承願いたいと思ひます。

○田中(武)委員 まだすっきりと割り切つて理解はできませんが、これ以上言われないことにします。それではあなたが言つたことは、業種別振興臨時措

置法の四条の勧告、促進法の七条の勧告は、どのように違ひますか。

○影山政府委員 法文上では変わつておりません。

○田中(武)委員 四条では、全各号を勧告することになっております。七条では、三条の二項五号または六号だけを勧告することになっておりますが、その点はどう違ひますか。

○影山政府委員 促進法の方が一つふえております。そのふえておりますのは、新しい近代化促進法でございます第五号……

〔発言する者あり〕

○達澤委員長 お静かに願ひます。――それでは速記をとめて。

〔速記中止〕

○達澤委員長 速記を始めて。田中君、お願いいたします。

○田中(武)委員 与党の諸君に申し上げたいのですが、採決にあつては、よろしく入つてきて、すわるなりヤジを飛ばす、そういうことは慎んでもらいたい。今後採決に参加する者は、法案を審議するにあつて、その審議に参与した者でなければ、採決権はないはず。採決にあつて、人をそろえるために、そろそろ入つてくるということとは、もつてのほかです。委員長はそういうことを約束できますか。

○達澤委員長 これから動行します。

○田中(武)委員 約束できましたね。続行します。

先ほど言つておつたように、業種別振興臨時措置法の勧告と、近代化促進法七条の勧告の違いを一つ伺ひたい。

○影山政府委員 新法における第五号がふえたわけでございます。新法における第五号は、「事業の共同化、工

場等の集団化その他中小企業構造の高度化に関する事項」という事項に関する勧告でございます。御承知のように、中小企業は零細小規模の事業者が多いので、そういう人たちはやはり一緒に進めていかなければならないという見地から、こういう共同化によって事業をおやり下さいというのを勧告するという見地から、一項目ふやしたわけでございます。

○田中(武)委員 いやいや、近代化促進法の勧告は、五号と六号だけでしょ。

○影山政府委員 そうでございます。四まではどういふことになるのですか。そして臨時措置法の方は、各号全部に勧告がかかっているのです。

○影山政府委員 臨時措置法の方は、五号または六号に掲げる事項にかかる改善事項ということになっております。第五号が競争の正常化、第六号が取引関係の改善ということになっておりますので、新法におきましては、第六号の中に入っているわけでございます。それで第五号に関する勧告がふえておるといふことになります。

○田中(武)委員 この趣旨はよくわからぬがね。ともかく、一方臨時措置法の方は、勧告が各号にかかっているのではありません。この七条のやつは、五号と六号だけにかかっているのではありませんか。

○影山政府委員 業種別振興臨時措置法第四條第一項におきましては、「主務大臣は、前条第一項第五号又は第六号に掲げる事項に係る改善事項が定められている場合において、当該改善事項

の円滑な遂行を確保するため特に必要がある」と認めるときは、「必要な勧告をする」となっております。第五号または第六号ということになります。

○田中(武)委員 臨時措置法の五号と六号と、これの五号と六号と、どう違うのですか。

○影山政府委員 臨時措置法の第五号、第六号は、「競争の正常化に関する事項」及び「取引関係の改善に関する事項」ということになっております。新法の近代化促進法におきましては、第六号の中にこの旧法の第五号、第六号を一緒に規定しておるわけでございます。

○田中(武)委員 六号が、措置法の五、六を一緒にしてあるということですね。

○影山政府委員 さようでございませう。

○田中(武)委員 そうすると、先ほど板川君も指摘しておりましたが、新法の八条に合併ということをやったところのですね。企業の合併ということをお考へるのが、いわゆる近代化促進のために企業合併を考へておるの、それは五号だとおっしゃったですね。そうすると、こつちの臨時措置法では、合併ということはないですね。改善事項の中に出てこないですね。どうなんですか。

○影山政府委員 御指摘の通りでございます。

○田中(武)委員 それは五号の事業の共同化、工場等の集団化、中小企業構造の高度化の中に合併ということをお考へておる、そういうことですね。特定産業振興法のあの考へ方とどこが違ひますか。

○影山政府委員 この中小企業構造の高度化におきまして合併を取り上げておりますのは、あるいは中小企業近代化促進法におきまして合併を取り上げておられますのは、先ほど申し上げましたように、小さい企業の人たちが国際競争場裏あるいは大企業との競争に打ち勝つていくためには、企業規模を拡大していかなければならないという要請も、一方においてあるわけでございます。企業規模の拡大の方法といたしましては、協同組合による共同事業、あるいは共同出資による共同会社をつくるとか、あるいはさらに一歩進めて合併ということもあるわけでございます。

○田中(武)委員 合併といたしまして、中小企業者の共同事業の一つの形態といたしまして、ここに書き上げたわけでございます。それに対して勧告をするということ、私どもの勧告というのは、中小企業者に対しては一つは音頭と取りといるふうな考へ方で、中小企業者というのは一國一城のあるじでございますので、なかなか協業ということに踏み切つていただけないうというふうな場合もございませう。そういう場合に勧告をいたしまして音頭をとるといふような見地から考へておられます。特定産業法の例の法律とは非常に趣旨が違ひわけでございます。

○田中(武)委員 この五号の共同化、集団化というのは、合併じゃありませんね。共同化、集団化は、合併と違ひますね。

○影山政府委員 御説の通りでございます。

○田中(武)委員 そうすると、中小企業構造の高度化、これが合併にかかるのですか。そうすると、あなたの方の考

え方は、中小企業が合併することによって中小企業構造が高度化することとができる、こういう上に立っているのですか。

○影山政府委員 中小企業構造の高度化の手段は、合併だけではございませう。事業の共同化、工場等の集団化、やはり中小企業構造の高度化の一つという例示をしておるわけでございます。そういうものも含めまして、中小企業者がみんなが一緒にして仕事をやっていくということが、中小企業構造の高度化に資するのではないかと、この意味で規定したわけでございます。

○田中(武)委員 この高度化のためにはこれは特定産業振興法もそういう精神なんです。しかも、合併したときの課税の特例というの、七条だったか、特定産業と同じことなんです。だから、それは同じ思想の上に立つておるのかどうかということなんです。ただ違ひるのは、いいですか、特定産業振興法は、相手が企業であるがゆえに、独禁法との関係があるから、その点が規定がある。こつちは零細中小企業だから、その規定はない。取り除くと、あと考へ方は同じことじゃないですか。

○影山政府委員 特定産業の方は、産業全体を取り上げまして、大企業も中小企業も含めまして合併促進をはかっているといふこととございませうけれども、この近代化促進法の方は、中小企業に適するところの企業規模とか、共同のやり方、合併のやり方というものをきめまして、それに基づいて高度化を推進するといふこととございまして、目的及び趣旨は非常に違ひつてい

るといふふうに了解しておるのでございます。

○田中(武)委員 うまく答へたと思ふのです。わかりました。一方は産業全体であり、片一方は企業である。わかりました。

これは今さら言わなくてもいいのですが、この法律二つとも、何々法(昭和三十三年法律第〇〇号)というのがあります。こういう例は、今までもたくさんあります。ところが、この前に、基本法の定まるまでにこれらの法律の定義を定めることはおかしいからというので、岡本さんたちといふ研究しました。そのときに、中小企業基本法(昭和三十三年法律第何号)何

条に定めるといふことはいいけないといふことで、ことに小沢君が声を大にして言つた。ところが、法律にはたくさんそういうところが出てきておりますが、それとこれとは違ひます。さういふ言ひなら、言つてあげましょう。この法律は、四月一日実施であつて、四月一日までに通るといふ見通しでやつておる、こういうことだと思ふのです。そういうことなんだ。そうするならば、あなたの方は、この法律を四月一日までに成立させなければならぬといふ、国会の審議権を規制しておるといふことになりませんか。

○補佐政府委員 これはわれわれ政府として非常に希望しているという点を表明したわけでございますが、法律の制定権は当然国会にあるわけでございますので、国会の方でも間に合ふといふことになれば、これは法律施行の可能なときに御修正をいたさう。しかし、われわれは、この法律の必要性等からかんがみまして、四月一日ま

でに通過していただけるものだ、こういふふうに希望と確信とを持って出したわけでございます。

○田中(武)委員 今さらそういうことを言いたくはない。こんな例は何ほでもあるのです。ところが、理事会で話をしたときに、小沢君が声を大にして反対だということを言っているから、僕は言っているのです。こういう書き方がいけないなら、なぜこんな書き方をしたか。与党の議員がこう言ったのです。それを返して言うと、中小企業基本法は、四月一日には通らない。ただし、近代化促進法ないし近代化助成法は通るといふ上に立って法第何号と出ている。そこだけの違いなんです。そこまでくると、先ほど言ったように、あなた方は希望であらうけれども、国会の審議権に対してくちばしをいれておるじゃないか、こうなるのです。これはまあよろしい。こういう例はたくさんあるし、小沢君がつまらぬことを言ったから、ちよつとからかってみただけなんです。

次に、中小企業振興資金等助成法についてお伺いいたします。これも先ほど来言っておるように「振興」を「近代化」に変えただけですね。それで「近代化」それから第一の目的に、改正前の現行法では「中小企業等協同組合、商工組合」云々と書いてある。片一方は除いていますね。これはどういうわけでしょう。

○影山政府委員 旧法におきます第一の目的の中に、組合の名前を引きまして、それで組合活動を盛んにするということに触れておりました。近代化資金助成法の目的の方にそれに触れていない点がどうかという御質問と思

います。新法の第一条におきましては、この法律が「中小企業者の事業の共同化」を促進するというのが、第一の目的にはつきりしたてあるわけでございます。その中に含まれておるわけでありませう。

○田中(武)委員 まことにけつこうです。共同化促進は、わが党の一枚看板でございますので……。

そこで、今までは保証人だけであつたものを、今度は物的担保を取るようになつておる。これはどういふわけですか。

○影山政府委員 旧法の第六条におきまして、保証人につきまして「借主に對し、保証人を立てさせなければならぬ」ということを書いてございませうが、これは新しい法案といつたしまして、少なくとも保証人は立てなければならぬ。担保の方は取つても取らなくともいいという趣旨かと解釈するわけでございますが、従来実情を調べておりますと、たとえば中小企業者あたりになりますと、自分の固定資産は持つておりますけれども、顔が狭いものだから、保証人になつてくれ手がないというふうな人もおられます。やはり担保の方も取れるようにしてほしいという要望もあつたわけでございます。新法の第六條におきまして「担保を提供させ、又は保証人」を立てさせるというところで、その点を明確にしたわけでございますが、やはり新法におきましても、担保を提供させるかまたは保証人を立てさせるというところでございませうので、従来と趣旨においては変わつていないといふふうに考へておるわけでございます。

○田中(武)委員 「又はだからいい」と思ふのですが、これが「かつ」になるおそれがある。そういう点については、どういふ指導をしますか。

○影山政府委員 そういうことのないように都道府県を指導していきたいと思つております。

○田中(武)委員 今度のこの法改正で特に大きく出てきたのは、商業団地の造成といふことですか。

○影山政府委員 商業団地の造成と、それから小売商業の共同化、この二つでございます。

○田中(武)委員 今度大きく商業団地及び小売商が共同してスーパー等に対抗するといふようなときに、それを認めよう、こういう点は進歩だと思ひます。しかし、一方においては、やはりこの間うちから問題になつておる巨大スーパー、あるいは外国資本と共同するスーパー、こういうようなものに対して明確な態度を先に出しておかなければ、この法律でただ、そういうときに近代化助成金を貸してやるぞ、こういうことだけでは、私は足りないと思ひます。そこで今直ちにスーパー規制について法律的に定めよとはいひませんが、何回もここでやっていますから、それ以上聞きませうが、やはりそういうスーパーなり、外国資本の提携による、あるいは外国資本による巨大スーパーをどうするか、こういうことを明確に一つ態度を出して、その上に立つてこういう規定がなければ、私は生きてこないと申すのです。いかがでしょう。

○樋詰政府委員 スーパーの規制につきましては、確かに小売商側の方から見ますと、これは早急に何らかの措置

を講じてもらいたいという要望が非常に強いといふことは、よくわかります。と同時に、先ほど小林先生にも申し上げましたように、消費者側から見ると、非常に便利で、安くいいものが入るといふことは、むしろあまり規制するなといったような要求もあるわけでございます。消費者の利便と小売商の生活の脅威といったものかね合

いをどこに見出すかといふことは、当面の商業関係の一番大きな問題ではなからうか。そこで、現在産業合理化審議会の流通部会では、まずこの小売商業の問題を取り上げていただきたいといふことで、検討をお願いいたしておりますので、その結論を待ちまして必要な措置を講じたいと思つておりますが、この法律では、そういう消極的に敵が出てくるのを防ぐといふことと、また一方、積極的に自分自身が強く

なつて、とにかく負けないうな体制をとるといふことが必要であらうという積極面を規定しておるわけでございます。消極面につきましては、各種の及ぼす影響というやうなこともらみ合せて、中小企業基本法の考へておる中で、小売商が健全に育つやうにという面から、必要な措置その他について、慎重な、しかも迅速な検討を加えたいと考えております。

○田中(武)委員 なるほど、スーパーには、あなたがおっしゃつたやうに、ただ単に小売商だけの側に立つて割り切れないものがあることはわかりませう。しかし、そういう態度を明確にしなければ、片一方を有利しておいて、こういうことを書く、金を貸してやるから、近代化資金を貸してやるから、小売商もスーパーが何かしらえ

て競争しない、こういうふうな受け取れるのです。そうではないといふことをはっきりしておかなければいけないと思ふのです。それとも、競争さすといふこともけつこうだと思ふんですか。どつちの上で立つておるのですか。

○樋詰政府委員 これは、今の小売商そのまゝの数をそっくり置いて、それを規模を大きくせよといひまして、これは需要が一気にそこまで伸びるかといふたやうな問題等もございませうので、われわれといひましては、やはりある程度力を含ませて、そうして店の数は減つても、とにかく各人の仕事は決して減らないといふ方向で指導していきたいと考えております。

○田中(武)委員 けつこうです。それで私の言わんとするのは、それはいいことなんだ。しかし、片方に対する態度を明確にしておかないと、解決にならない、こういうことを申し上げておるのです。

途中で変な飛び入りもありまして時間を食いましたが、まだまだ伺いたい点もあつたので、ちよつと二時から本会議だそうです。修正案の提出と採決をやつたら、ちよつと時間になりますので、このくらいにしておきます。

○達澤委員長 この際お諮りいたします。両案についての質疑を終局するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○達澤委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○達澤委員長 次に、両法案のそれぞれに對し、自由民主党、日本社会党及

ひ民主社会党の三派を代表して、首藤新八君外四名より修正案が提出されております。

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案に対する修正案

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第一項の改正規定を次のように改める。

この法律において「中小企業者」とは、工業、鉱業、運送業、商業、サービス業その他の業種に属する事業を営む中小規模の事業者であつて政令で定めるものをいう。

附則第五條を附則第六條とし、附則第二條から附則第四條までを一条ずつ繰り下げ、附則第一條の次に次の一条を加える。

(暫定措置)

第二条 改正後の第二条第一項の規定により定められる中小企業者の範囲は、国の中小企業に関する施策について基本となるべき方を定める法律が制定実施されるまでの間の暫定措置として定められたものとする。

中小企業近代化促進法案に対する修正案

中小企業近代化促進法案の一部を次のように修正する。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、工業、鉱業、運送業、商業、サービス業その他の業種に

属する事業を営む中小規模の事業者であつて政令で定めるものをいう。

附則第三項を附則第四項とし、附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 第二条の規定により定められる中小企業者の範囲は、国の中小企業に関する施策について基本となるべき方を定める法律が制定実施されるまでの間の暫定措置として定められたものとする。

○逄澤委員長 ます、提出者より趣旨の説明を聴取することにいたします。首藤新八君。

○首藤委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつておりまする中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案、並びに中小企業近代化促進法案に対する修正案を提出し、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付してあります資料の通りであります。この要旨は、第一に、中小企業者の定義に関する規定あるいは改正規定を改め、これらの法律において中小企業者とは、工業、鉱業、運送業、商業、サービス業その他の業種に属する事業を営む中小規模の事業者であつて政令で定めるものをいうものとする。第二に、中小企業者の定義について定める政令の内容は、国の中小企業政策の基本方針を定める法律が制定実施されるまでの間は、それまでの暫定措置として定められたものとする。であります。

中小企業者の定義について、このよりな修正を行なう理由を次に申し上げます。

すなわち、政府、日本社会党及び民主社会党は、それぞれ中小企業基本法案を提出し、現在当委員会に付託されておりますが、三案とも中小企業者の定義についてはその考え方を異にしており、この調整は、両法案の本格的審議に待つ以外ないのであります。

一方、ただいま質疑を終了した中小企業の近代化等に関する両法案は、その内容から見て、また昭和三十三年年度予算との関係から見て、中小企業者を初め国民多数が、その早期制定を期待してゐるのであります。従ひまして、この両法案は、基本法案に先立つてその成立をはかるべきものと考えるのであります。

このため、このためには、法案中の中小企業者の定義に関する部分を一応切り離して処理する必要があると存するのであります。

以上の理由に基づき、定義は暫定的に政令に譲り、基本法制定後にあらためて確定する趣旨の修正案を提出した次第であります。

なお、両法案第二条の定義は、基本法制定後できる限りすみやかに所要の整備を行ふ必要があると存するのであります。この点を政府においても確認されるよう、特に要望いたします。説明を終ります。

何とぞ全員の御賛同をお願い申し上げます。次、ただいまの修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

○逄澤委員長 以上で、両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○逄澤委員長 次に、両法案及び両案に対するそれぞれの修正を一括して討論に付するのであります。通告もありませんので、直ちに採決するに御異議ありませんか。

論に付するのであります。通告もありませんので、直ちに採決するに御異議ありませんか。

○逄澤委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

これより順次採決いたします。

最初に、中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案について採決いたします。

ます、首藤新八君外四名より提出された修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○逄澤委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

○逄澤委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決されました。

次に、中小企業近代化促進法案について採決いたします。

ます、首藤新八君外四名より提出された修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○逄澤委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決されました。

められておりますので、これを許可いたします。福田通産大臣。

○福田通産大臣 ただいま可決をしていただきました二法案の修正の御趣旨につきましては、その趣旨に沿つて善処いたして参りたいと思ひます。

(拍手)どうぞよろしくお願ひいたします。

○逄澤委員長 お諮りいたします。

本日の議決いたしました二法案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

○逄澤委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十七分散会

(参照) 中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)に関する報告書

中小企業近代化促進法案(内閣提出第七〇号)に関する報告書

(別冊附録に掲載)